

# 五〇周年記念 ご挨拶

兵庫自動車販売店健康保険組合

理事長 山本 修

兵庫自動車販売店健康保険組合は、本年6月1日をもって組合設立50周年を迎えることができました。

ここに記念すべき節目の年を迎えられましたのも、ひとえに事業主ならびに被保険者の皆様のご理解とご協力、歴代組合会議員の方々のご尽力の賜物であり、厚く感謝申し上げます。

現在、当健康保険組合は組合健保のメリットを十分に生かした、保健指導宣伝事業、疾病予防事業やメタボリックシンドローム抑制事業など、保健事業の多角的な実施に積極的に取り組み、自動車関連業界に働く従業員やそのご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として組合の運営を行っております。

しかしながら、近年、健康保険組合の財政は急速な高齢化社会による医療費の上昇に加え、高齢者医療制度への納付金・支援金の増加により、非常に厳しい財政状況となっております。

一方、政治に目を向けますと、安倍政権は二度にわたって見送られてきた消費税率10%への引き上げを今年10月に行い、増税により「全世代型の社会保障制度」への転換と財政の健全化を同時に行うとされています。

健康保険組合としては、消費税率の引き上げを機に高齢者医療制度への公費負担を拡充することで、過重となっている現役世代の負担を軽減し、高齢者医療費の負担構造改革を早期に実現することを国に強く求めており、持続可能な医療保険制度にしなければなりません。

当健康保険組合では、新しい元号となった年に50周年を迎え、さらに皆様方の健康の増進に資することができるよう保健事業の充実と健全な事業運営に取り組んでまいります。

事業主・被保険者の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



初代理事長  
(故) 中巻 弘

兵庫日産自動車株式会社  
代表取締役



12代理事長  
山本 修

トヨタカローラ神戸株式会社  
常務取締役

## 歴代の理事長

	理事長氏名	在任期間	所属事業所名
初代	中巻 弘	昭和44年 6月～昭和51年10月	兵庫日産自動車株式会社
2代	森川 正則	昭和51年11月～平成 8年 6月	神戸いすゞ自動車株式会社
3代	真島 和彦	平成 8年 6月～平成14年 6月	兵庫日産モーター株式会社
4代	松本 和幸	平成14年 6月～平成22年 3月	兵庫日産自動車株式会社
5代	古波蔵 豊	平成22年 4月～平成23年 8月	兵庫日産自動車株式会社
6代	松川 輝義	平成23年 8月～平成24年 5月	兵庫ダイハツ販売株式会社
7代	寺尾 毅	平成24年 6月～平成25年 6月	兵庫ダイハツ販売株式会社
8代	古波蔵 豊	平成25年 6月～平成26年 4月	兵庫日産自動車株式会社
9代	西川 博之	平成26年 4月～平成27年 7月	兵庫日産自動車株式会社
10代	西原 興一郎	平成27年 7月～平成29年 7月	兵庫三菱自動車販売株式会社
11代	西川 博之	平成29年 7月～令和元年 7月	兵庫日産自動車株式会社
12代	山本 修	令和元年 7月～	トヨタカローラ神戸株式会社

(敬称略)

## 組合会役員・議員

選 定			互 選		
役職	氏 名	所属事業所名	役職	氏 名	所属事業所名
理事長	山本 修	トヨタカローラ神戸(株)	理事	塩住 宏基	トヨタカローラ神戸(株)
理事	西川 博之	兵庫日産自動車(株)	理事	青木 雅宣	兵庫日産自動車(株)
理事	梅野 芳彦	兵庫三菱自動車販売(株)	理事	水口 武	兵庫三菱自動車販売(株)
理事	阿部 薫	兵庫ダイハツ販売(株)	理事	本間 努	(株)スズキ自販兵庫
理事	工藤 雅道	兵庫スバル自動車(株)	理事	木村 淳三	(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
常務理事	森 順三	兵庫自動車販売店健康保険組合	理事	本川 達彦	NPHホールディングス(株)
監事	佐久間 弘次	神戸日野自動車(株)	監事	藤原 悟	兵庫ダイハツ販売(株)
議員	桑原 康博	日産プリンス兵庫販売(株)	議員	坂本 久典	兵庫日産自動車(株)
議員	井上 博之	トヨタカローラ神戸(株)	議員	三木 克浩	兵庫ダイハツ販売(株)
議員	寒川 隆	兵庫日産自動車(株)	議員	神崎 綾子	神戸日野自動車(株)
議員	香山 章弘	兵庫三菱自動車販売(株)	議員	田中 健治	兵庫スバル自動車(株)
議員	小川 道広	兵庫車体工業(株)	議員	上田 秀史	姫路三菱自動車販売(株)
議員	山下 幹生	ネットヨタウエスト兵庫(株)	議員	國光 宏治	(株)ホンダ四輪販売山陽

※8月号の香山章弘議員の氏名に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

(敬称略、順不同)

# ときに役立ちます

## 本人（被保険者）

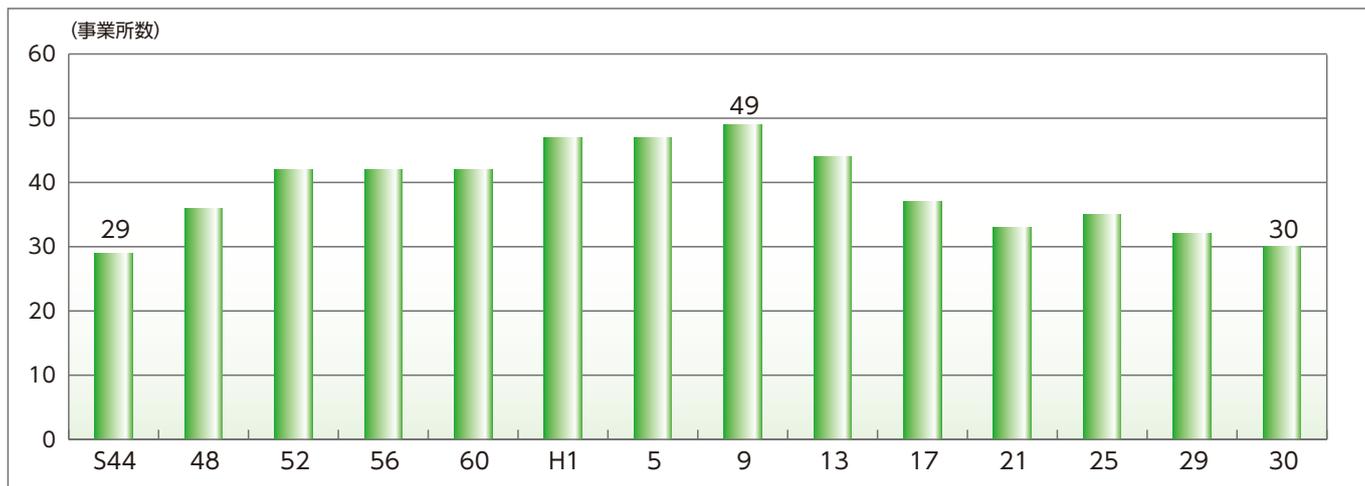
	法定給付（健康保険法で定められた給付）	付加給付（兵庫自動車販売店健康保険組合の独自給付）
病気やけがをしたとき	<p><b>療養の給付</b> 健康保険を取扱っている病院・診療所（保険医療機関）に被保険者証（70歳以上は高齢受給者証も）を提示すれば、必要な医療をうけられます（処方せんをもらったときは、保険薬局で調剤）。患者は一部負担金として70歳未満は医療費の3割、70歳以上は2割（現役並み所得者は3割）を負担し、そのほかの医療費は、あとで健康保険組合から支払われます。</p> <p><b>保険外併用療養費</b> 保険医療機関で評価療養（先進医療、医薬品・医療機器等の治験など）や選定療養（特別室への入院、予約診療・時間外診療、200床以上病院での紹介なしの初診・再診など）を受けたとき、その基礎的部分が保険外併用療養費として健康保険組合から支払われます。</p> <p><b>療養費</b> やむを得ず非保険医にかかったり被保険者証を提示できないとき、国外で医療を受けたときなどは、健康保険組合が認めれば、健康保険の標準料金から一部負担相当を除いた額が払いもどされます。</p> <p><b>高額療養費・高額介護合算療養費</b> 1カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えたときは、超えた分が払いもどされます。また、あらかじめ認定を受ければ1保険医療機関あたりの窓口負担自体が自己負担限度額までとなります（高額療養費の現物給付）。 なお、同一世帯で健康保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計が別に設定された限度額を超える場合も払いもどしが行われます。</p> <p><b>訪問看護療養費</b> 在宅療養の難病患者等が訪問看護ステーションの訪問看護を受けたときは、その費用の一部（療養の給付と同じ割合）を基本利用料として負担し、そのほかの費用は訪問看護療養費として現物給付されます。</p> <p><b>入院時食事療養費・入院時生活療養費</b> 入院時の食事の費用は食事療養標準負担額〔1食460円（低所得者・難病患者等は減額）〕を除いた部分が入院時食事療養費として現物給付されます。療養病床に入院する65歳以上の人には、生活療養の費用から生活療養標準負担額〔1日370円（難病患者等は不要）+1食460円または420円（低所得者・難病患者等は減額）〕を除いた部分が入院時生活療養費として現物給付されます。</p> <p><b>移送費</b> 必要な医療を受けるため緊急に移送されたときは、健康保険組合が認めた範囲の実費が払いもどされます。</p>	  
病気やけがで働けないとき	<p><b>傷病手当金</b> 被保険者（任意継続被保険者を除く）本人が療養のため仕事を4日以上休んで給料をうけられないときは4日目から1日につき直近12カ月間の標準報酬月額額の平均額の30分の1の3分の2が支払われます（支給開始日から1年6カ月の範囲）。</p>	
出産したとき	<p><b>出産育児一時金</b> 出産したときは1児ごとに420,000円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合や、在胎週数が22週に達していないなどの場合は404,000円）が支払われます。直接支払制度・受取代理制度を利用して健康保険組合が直接医療機関等に出産費用を支払うか、出産後に健康保険組合に申請して一時金の支給をうけるかは、妊婦などが選択できます。</p> <p><b>出産手当金</b> 被保険者（任意継続被保険者を除く）本人が出産で仕事を休み、給料をうけられないときは、出産（予定）日以前42日（多胎98日）から出産日後56日までの期間、欠勤1日につき直近12カ月間の標準報酬月額額の平均額の30分の1の3分の2が支払われます。</p>	<p><b>出産育児付加金</b> 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給をうけるときは、出産育児付加金として、10,000円が健康保険組合から支払われます。</p>
死亡したとき	<p><b>埋葬料</b> 被保険者（本人）が死亡して、家族が埋葬を行ったとき、50,000円が健康保険組合から支払われます。</p> <p><b>埋葬費</b> 家族がいない等の理由で被保険者（本人）の勤め先や友人などが埋葬を行ったとき、埋葬料（50,000円）の範囲内の実費が支払われます。</p>	<p><b>埋葬料付加金</b> 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項の規定により埋葬料の支給をうける者に対し、埋葬料付加金として、10,000円が健康保険組合から支払われます。</p>

## 家族 (被扶養者)

	法定給付 (健康保険法で定められた給付)	付加給付 (兵庫自動車販売店健康保険組合の独自給付)
病気やけがをしたとき	<p><b>家族療養費</b></p> <p>被保険者(本人)の療養の給付と同様に、70歳未満は、3割を自己負担します。ただし義務教育就学前の乳幼児は2割を負担、70歳以上は2割(現役並み所得者は3割)を負担し、そのほかの医療費は、あとで健康保険組合から支払われます。</p> <p><b>保険外併用療養費(家族療養費として給付)</b></p> <p>被保険者(本人)と同様に、保険医療機関で評価療養(先進医療、医薬品・医療機器等の治験など)や選定療養(特別室への入院、予約診療・時間外診療、200床以上病院での紹介なしの初診・再診など)をうけたとき、その基礎的部分が家族療養費として健康保険組合から支払われます。</p> <p><b>家族療養費</b></p> <p>被保険者(本人)と同様に、やむを得ず非保険医にかかったり被保険者証を提示できないとき、国外で医療をうけたときなどは、健康保険組合が認めれば、健康保険の標準料金から一部負担相当を除いた額が払いもどされます。</p> <p><b>高額療養費・高額介護合算療養費</b></p> <p>1カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えたときは、超えた分が払いもどされます。また、あらかじめ認定をうければ1保険医療機関あたりの窓口負担自体が自己負担限度額までとなります(高額療養費の現物給付)。</p> <p>なお、同一世帯で健康保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計が別に設定された限度額を超える場合も払いもどしが行われます。</p> <p><b>家族訪問看護療養費</b></p> <p>被保険者(本人)と同様に、在宅療養の難病患者等が訪問看護ステーションの訪問看護をうけたときは、その費用の一部(家族療養費と同じ負担割合)を基本利用料として負担し、そのほかの費用は家族訪問看護療養費として現物給付されます。</p> <p><b>入院時食事療養費・入院時生活療養費(家族療養費として給付)</b></p> <p>被保険者(本人)と同様に、入院時の食事の費用は食事療養標準負担額〔1食460円(低所得者・難病患者等は減額)〕を除いた部分が家族療養費として現物給付されます。療養病床に入院する65歳以上の人には、生活療養の費用から生活療養標準負担額〔1日370円(難病患者等は不要)+1食460円または420円(低所得者・難病患者等は減額)〕を除いた部分が家族療養費として現物給付されます。</p> <p><b>家族移送費</b></p> <p>被保険者(本人)と同様に、必要な医療をうけるため緊急に移送されたときは、健康保険組合が認めた範囲の実費が払いもどされます。</p>	    
	<p><b>家族出産育児一時金</b></p> <p>被保険者(本人)と同様に、出産したときは、1児ごとに420,000円(産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合や、在胎週数が22週に達していないなどの場合は404,000円)がうけられます。直接支払制度・受取代理制度を利用して健康保険組合が直接医療機関等に出産費用を支払うか、出産後に健康保険組合に申請して一時金の支給をうけるか選択できます。</p>	<p><b>家族出産育児付加金</b></p> <p>被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給をうける被保険者に対し、家族出産育児付加金として、10,000円が健康保険組合から支払われます。</p>
	<p><b>家族埋葬料</b></p> <p>被扶養者である家族が死亡したとき、50,000円が健康保険組合から支払われます。</p>	<p><b>家族埋葬料付加金</b></p> <p>被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給をうける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、10,000円が健康保険組合から支払われます。</p>

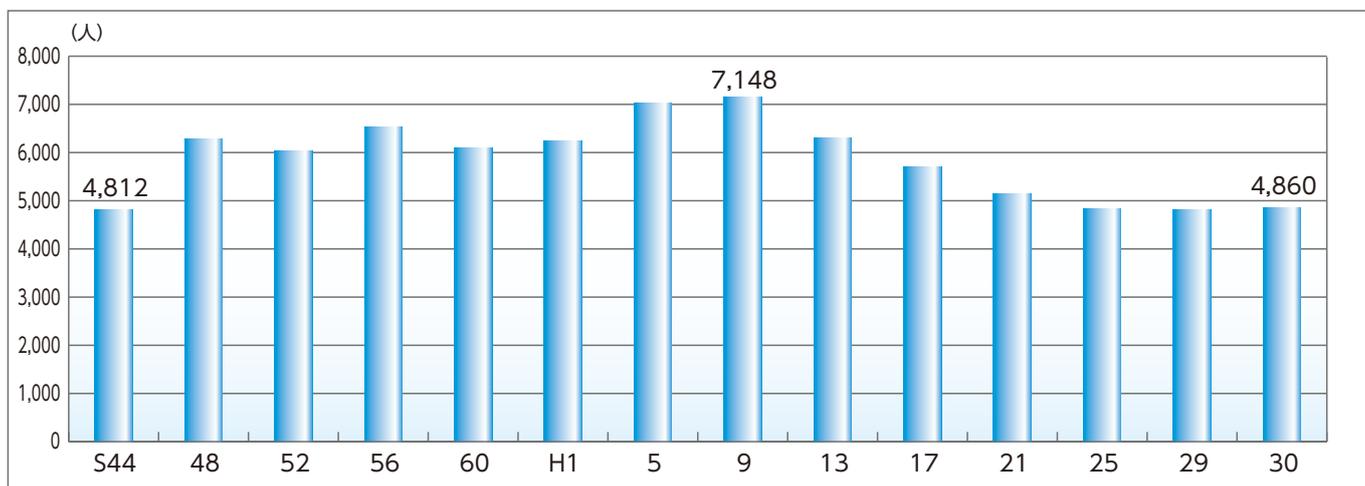
# 50年のあゆみ

## 1 設立事業所数



昭和	事業所数	昭和	事業所数	平成	事業所数	平成	事業所数	平成	事業所数
44	29	54	43	1	47	11	48	21	33
45	33	55	42	2	47	12	47	22	33
46	35	56	42	3	46	13	44	23	33
47	35	57	42	4	48	14	43	24	34
48	36	58	39	5	47	15	39	25	35
49	36	59	39	6	46	16	39	26	33
50	36	60	42	7	47	17	37	27	31
51	37	61	42	8	47	18	37	28	32
52	42	62	44	9	49	19	34	29	32
53	43	63	46	10	49	20	33	30	30

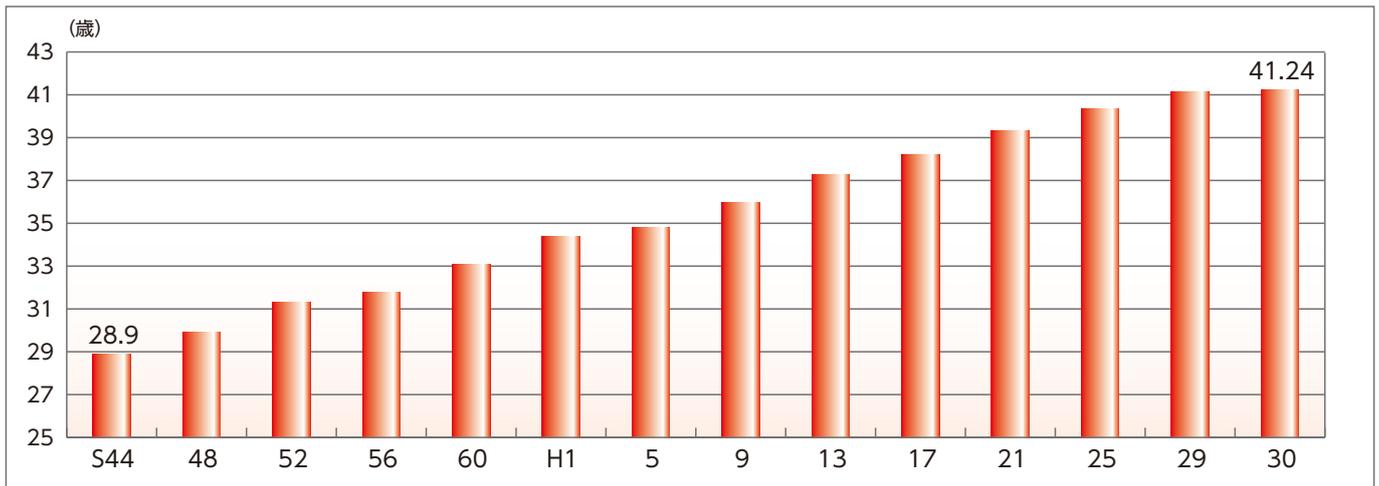
## 2 被保険者数



昭和	被保険者数	昭和	被保険者数	平成	被保険者数	平成	被保険者数	平成	被保険者数
44	4,812人	54	6,252人	1	6,241人	11	7,063人	21	5,155人
45	5,416人	55	6,439人	2	6,444人	12	6,706人	22	5,096人
46	5,955人	56	6,539人	3	6,649人	13	6,307人	23	5,010人
47	5,983人	57	6,508人	4	6,872人	14	6,081人	24	4,885人
48	6,287人	58	6,434人	5	7,027人	15	5,917人	25	4,838人
49	6,018人	59	6,256人	6	6,956人	16	5,840人	26	4,762人
50	6,125人	60	6,087人	7	6,845人	17	5,710人	27	4,783人
51	6,086人	61	6,072人	8	7,014人	18	5,622人	28	4,801人
52	6,027人	62	6,059人	9	7,148人	19	5,545人	29	4,808人
53	6,122人	63	6,085人	10	7,177人	20	5,375人	30	4,860人

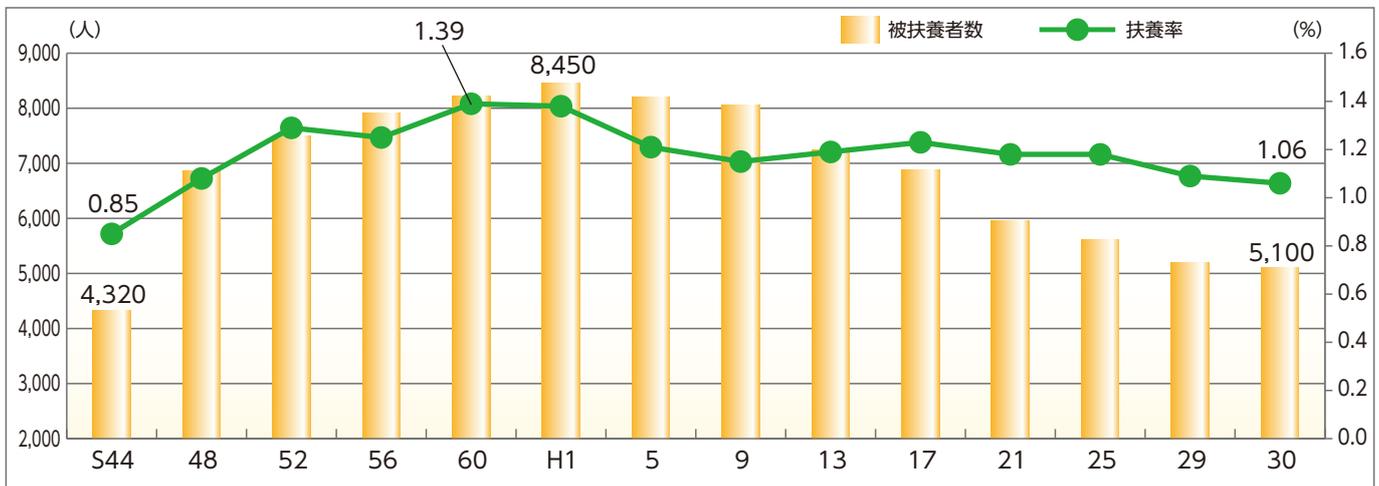
# 50年のあゆみ

## 3 被保険者の平均年齢



昭和	平均年齢	昭和	平均年齢	平成	平均年齢	平成	平均年齢	平成	平均年齢
44	28.90	54	32.10	1	34.40	11	36.53	21	39.31
45	29.20	55	31.50	2	35.20	12	36.93	22	39.57
46	29.30	56	31.80	3	35.10	13	37.29	23	39.82
47	29.50	57	32.40	4	34.80	14	37.47	24	40.20
48	29.90	58	32.00	5	34.80	15	37.63	25	40.35
49	30.90	59	32.20	6	35.25	16	37.98	26	40.36
50	31.40	60	33.10	7	35.81	17	38.21	27	40.57
51	31.60	61	34.00	8	35.84	18	38.51	28	40.77
52	31.30	62	34.50	9	35.95	19	38.83	29	41.13
53	31.20	63	34.50	10	36.23	20	39.18	30	41.24

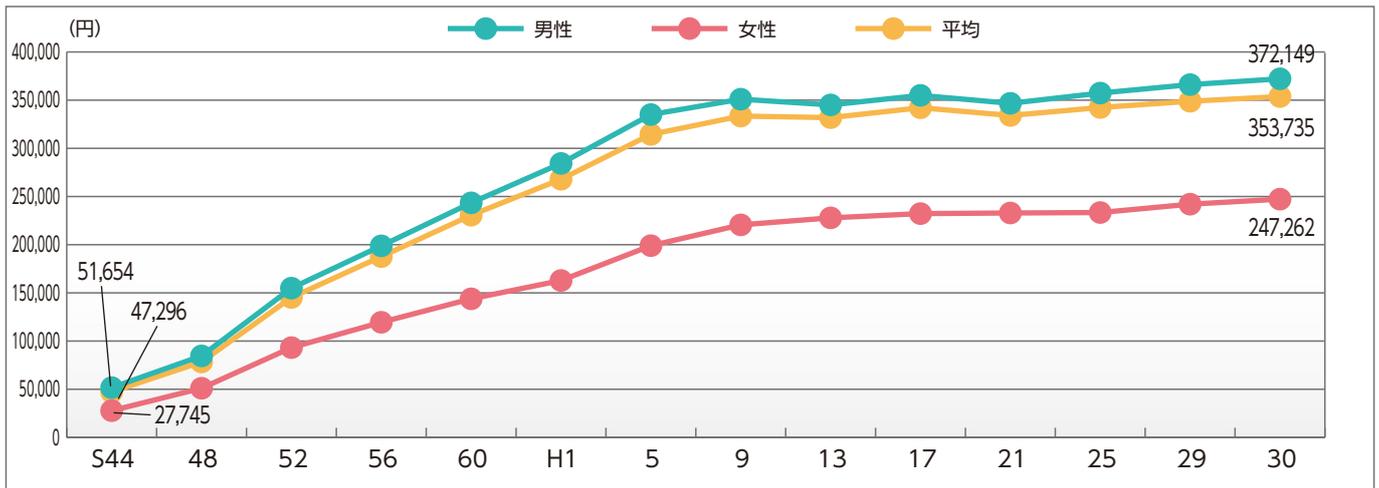
## 4 被扶養者数及び扶養率



昭和	被扶養者数	扶養率	昭和	被扶養者数	扶養率	平成	被扶養者数	扶養率	平成	被扶養者数	扶養率	平成	被扶養者数	扶養率
44	4,320人	0.85	54	7,576人	1.24	1	8,450人	1.38	11	7,849人	1.14	21	5,954人	1.18
45	4,663人	0.85	55	7,898人	1.25	2	8,231人	1.31	12	7,570人	1.17	22	5,899人	1.18
46	5,815人	1.01	56	7,907人	1.25	3	8,190人	1.27	13	7,252人	1.19	23	5,859人	1.19
47	5,810人	0.99	57	8,152人	1.30	4	8,333人	1.22	14	7,140人	1.20	24	5,696人	1.18
48	6,364人	1.08	58	8,065人	1.31	5	8,199人	1.21	15	7,047人	1.21	25	5,608人	1.18
49	6,871人	1.16	59	8,087人	1.36	6	8,153人	1.21	16	6,972人	1.22	26	5,498人	1.17
50	7,417人	1.26	60	8,229人	1.39	7	7,985人	1.19	17	6,882人	1.23	27	5,365人	1.14
51	7,284人	1.26	61	8,155人	1.38	8	8,017人	1.16	18	6,727人	1.22	28	5,297人	1.12
52	7,497人	1.29	62	8,308人	1.41	9	8,064人	1.15	19	6,562人	1.21	29	5,189人	1.09
53	7,653人	1.28	63	8,365人	1.40	10	7,865人	1.12	20	6,036人	1.18	30	5,100人	1.06

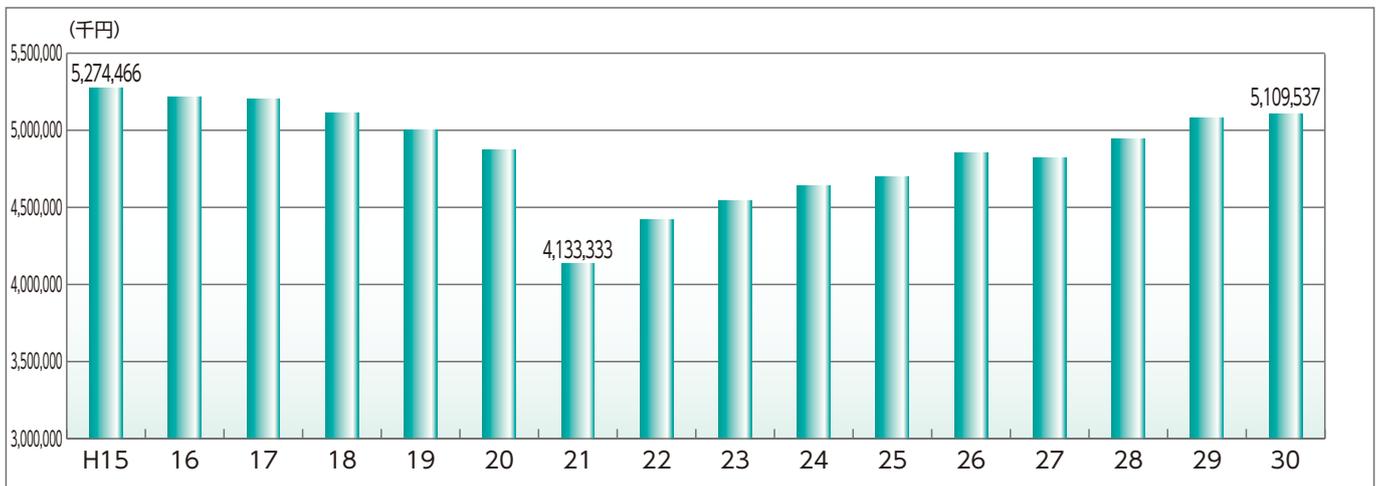
# 50年のあゆみ

## 5 平均標準報酬月額



昭和	男性	女性	平均	昭和	男性	女性	平均	平成	男性	女性	平均	平成	男性	女性	平均	平成	男性	女性	平均
44	51,654	27,745	47,296	54	177,635	105,761	166,888	1	284,333	162,849	267,940	11	343,984	226,017	329,650	21	346,727	232,912	334,106
45	56,493	31,473	51,572	55	188,232	112,498	177,210	2	301,018	171,878	282,166	12	340,718	227,440	327,692	22	345,347	232,382	332,473
46	64,793	37,457	59,357	56	198,795	119,486	187,646	3	316,449	182,842	295,374	13	345,062	227,864	331,873	23	349,583	231,723	335,890
47	71,864	43,205	66,588	57	211,432	127,120	200,095	4	329,117	192,002	307,293	14	345,009	228,482	332,227	24	351,003	229,767	336,438
48	84,582	51,044	78,312	58	221,072	133,572	209,588	5	335,046	199,001	314,447	15	346,609	230,624	334,268	25	357,339	233,380	342,373
49	108,736	64,225	100,766	59	230,752	138,380	218,930	6	337,193	205,700	318,588	16	351,542	231,532	339,028	26	361,778	236,150	346,318
50	126,650	76,939	117,830	60	243,439	143,836	230,617	7	346,311	212,799	328,205	17	354,951	232,250	342,133	27	361,341	237,642	345,505
51	140,220	85,638	131,309	61	253,067	148,889	239,809	8	351,135	217,776	333,008	18	358,496	235,444	345,773	28	360,383	238,571	344,274
52	154,907	93,213	145,205	62	260,958	152,927	247,383	9	351,005	220,588	333,470	19	356,854	235,018	343,980	29	366,124	242,047	348,841
53	166,590	99,685	156,330	63	271,691	156,387	256,504	10	349,669	223,140	333,228	20	354,647	236,234	341,907	30	372,149	247,262	353,735

## 6 総標準賞与額

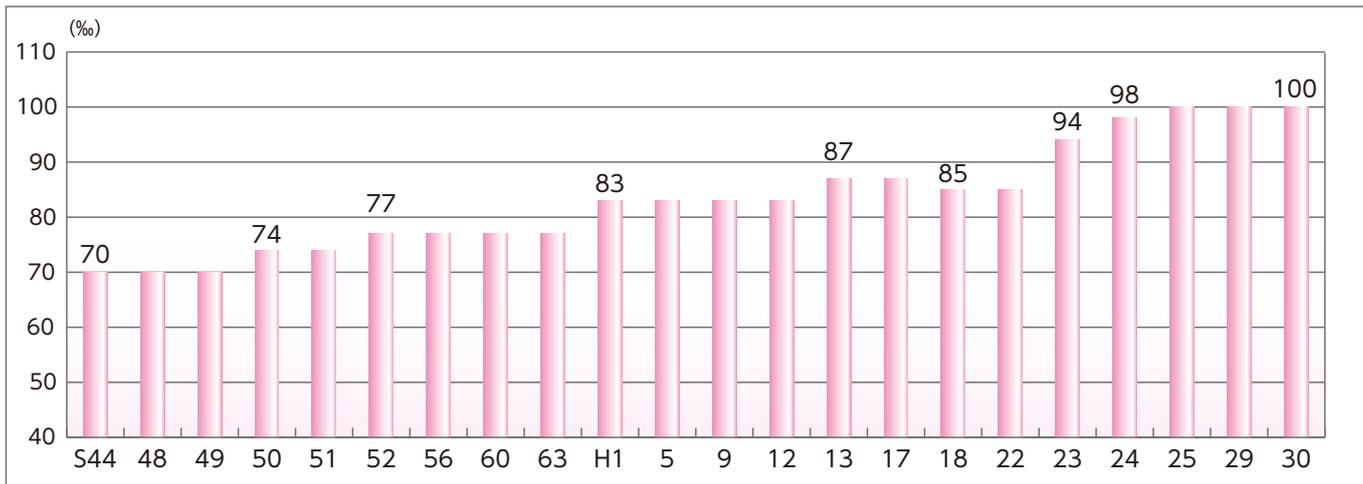


平成	総標準賞与額	平成	総標準賞与額	平成	総標準賞与額
15	5,274,466千円	21	4,133,333千円	27	4,818,500千円
16	5,216,436千円	22	4,419,132千円	28	4,946,130千円
17	5,202,852千円	23	4,541,799千円	29	5,081,107千円
18	5,111,308千円	24	4,640,026千円	30	5,109,537千円
19	5,005,467千円	25	4,697,468千円		
20	4,876,715千円	26	4,852,735千円		

※ 平成15年総報酬制の導入により被保険者の賞与保険料徴収開始

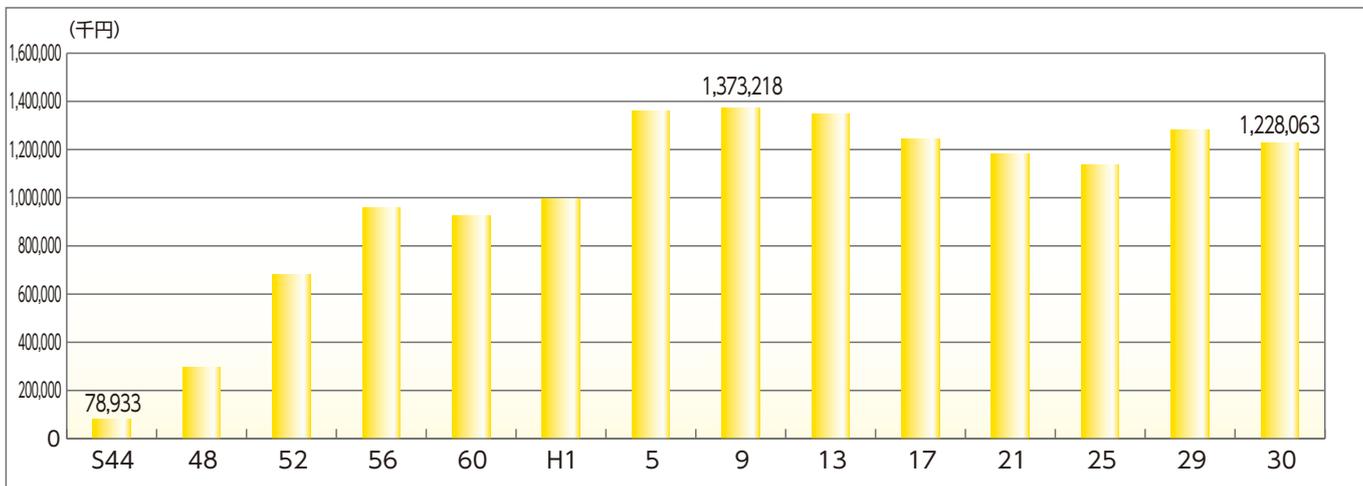
# 50年のあゆみ

## 7 健康保険料率



昭和	健保料率	昭和	健保料率	平成	健保料率	平成	健保料率	平成	健保料率
44	70%	54	77%	1	83%	11	83%	21	85%
45	70%	55	77%	2	83%	12	83%	22	85%
46	70%	56	77%	3	83%	13	87%	23	94%
47	70%	57	77%	4	83%	14	87%	24	98%
48	70%	58	77%	5	83%	15	87%	25	100%
49	70%	59	77%	6	83%	16	87%	26	100%
50	74%	60	77%	7	83%	17	87%	27	100%
51	74%	61	77%	8	83%	18	85%	28	100%
52	77%	62	77%	9	83%	19	85%	29	100%
53	77%	63	77%	10	83%	20	85%	30	100%

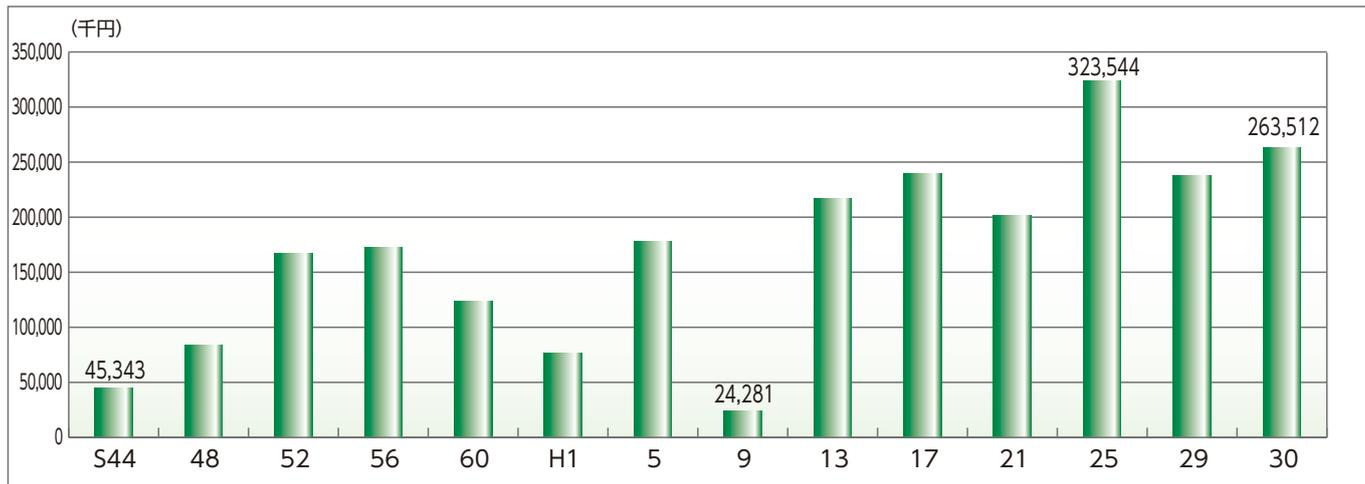
## 8 保険給付費(法定給付費+付加給付費)



昭和	保険給付費	昭和	保険給付費	平成	保険給付費	平成	保険給付費	平成	保険給付費
44	78,933千円	54	821,595千円	1	995,262千円	11	1,393,135千円	21	1,182,407千円
45	148,632千円	55	883,635千円	2	1,081,489千円	12	1,326,870千円	22	1,230,204千円
46	192,035千円	56	959,249千円	3	1,124,498千円	13	1,348,068千円	23	1,174,725千円
47	235,092千円	57	1,024,842千円	4	1,261,469千円	14	1,260,142千円	24	1,176,075千円
48	296,712千円	58	966,237千円	5	1,361,059千円	15	1,253,393千円	25	1,137,922千円
49	440,061千円	59	929,505千円	6	1,356,441千円	16	1,231,179千円	26	1,215,670千円
50	520,876千円	60	924,951千円	7	1,349,140千円	17	1,245,262千円	27	1,221,169千円
51	621,946千円	61	984,946千円	8	1,386,063千円	18	1,247,372千円	28	1,300,523千円
52	680,249千円	62	982,432千円	9	1,373,218千円	19	1,289,169千円	29	1,280,442千円
53	742,867千円	63	956,180千円	10	1,342,075千円	20	1,153,568千円	30	1,228,063千円

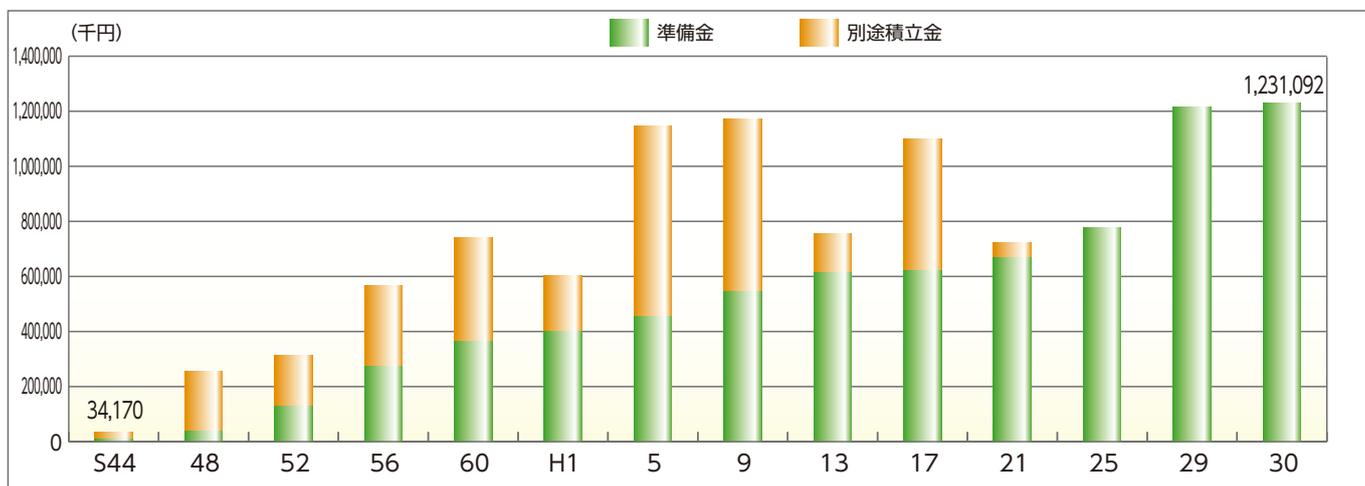
# 50年のあゆみ

## 9 一般勘定収支



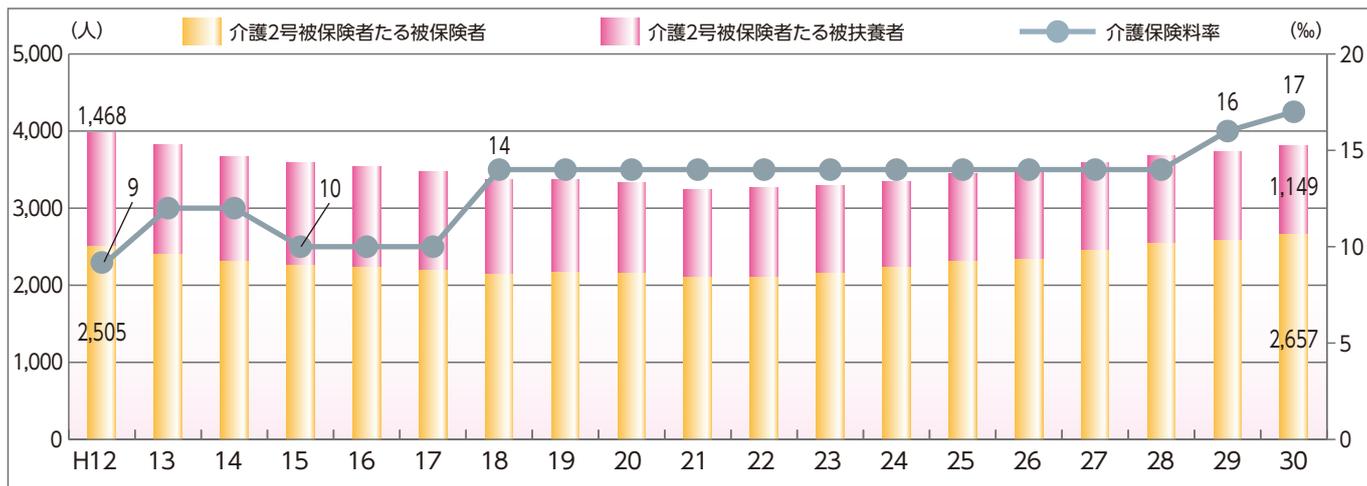
昭和	収支	昭和	収支	平成	収支	平成	収支	平成	収支
44	45,343千円	54	174,479千円	1	76,488千円	11	33,890千円	21	201,245千円
45	71,689千円	55	171,916千円	2	220,971千円	12	28,187千円	22	186,123千円
46	77,759千円	56	172,982千円	3	311,000千円	13	216,759千円	23	322,993千円
47	75,138千円	57	206,475千円	4	227,788千円	14	59,029千円	24	284,516千円
48	83,929千円	58	131,311千円	5	177,787千円	15	216,093千円	25	323,544千円
49	68,551千円	59	143,904千円	6	156,449千円	16	274,211千円	26	281,469千円
50	131,598千円	60	123,587千円	7	73,378千円	17	239,254千円	27	243,927千円
51	127,861千円	61	59,643千円	8	71,397千円	18	139,248千円	28	173,478千円
52	166,917千円	62	61千円	9	24,281千円	19	89,267千円	29	238,104千円
53	172,760千円	63	55千円	10	77,853千円	20	122,019千円	30	263,512千円

## 10 準備金等(準備金 + 別途積立金)



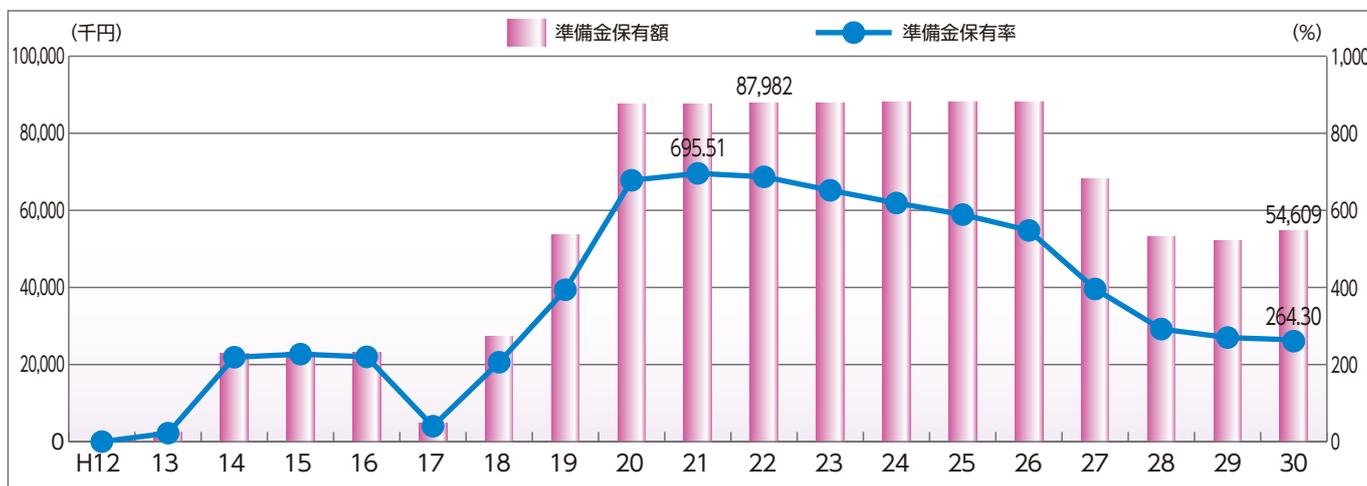
昭和	準備金+別途積立金	昭和	準備金+別途積立金	平成	準備金+別途積立金	平成	準備金+別途積立金	平成	準備金+別途積立金
44	34,170千円	54	405,515千円	1	601,733千円	11	1,167,770千円	21	722,018千円
45	104,865千円	55	487,007千円	2	737,532千円	12	1,075,798千円	22	672,552千円
46	104,865千円	56	566,967千円	3	961,469千円	13	753,828千円	23	706,525千円
47	182,624千円	57	683,824千円	4	1,052,196千円	14	540,022千円	24	762,046千円
48	256,755千円	58	692,319千円	5	1,144,798千円	15	609,523千円	25	776,084千円
49	280,704千円	59	742,598千円	6	1,152,718千円	16	873,643千円	26	937,523千円
50	261,204千円	60	739,528千円	7	1,128,529千円	17	1,097,813千円	27	1,101,436千円
51	288,204千円	61	720,384千円	8	1,171,647千円	18	1,221,973千円	28	1,144,743千円
52	315,204千円	62	674,238千円	9	1,172,959千円	19	1,254,268千円	29	1,216,073千円
53	370,515千円	63	562,941千円	10	1,196,870千円	20	1,062,018千円	30	1,231,092千円

## 11 介護保険被保険者数と介護保険料率



平成	介護2号被保険者たる被保険者	介護2号被保険者たる被扶養者	介護保険料率	平成	介護2号被保険者たる被保険者	介護2号被保険者たる被扶養者	介護保険料率
11	制度なし			21	2,103人	1,140人	14%
12	2,505人	1,468人	9%	22	2,103人	1,158人	14%
13	2,406人	1,413人	12%	23	2,151人	1,143人	14%
14	2,311人	1,359人	12%	24	2,228人	1,123人	14%
15	2,260人	1,332人	10%	25	2,307人	1,141人	14%
16	2,228人	1,317人	10%	26	2,331人	1,135人	14%
17	2,191人	1,277人	10%	27	2,449人	1,148人	14%
18	2,147人	1,223人	14%	28	2,538人	1,147人	14%
19	2,168人	1,200人	14%	29	2,586人	1,150人	16%
20	2,160人	1,169人	14%	30	2,657人	1,149人	17%

## 12 介護準備金と介護準備金保有率



平成	準備金保有額	準備金保有率
11	制度なし	
12	0千円	0.00%
13	2,354千円	21.77%
14	23,015千円	218.80%
15	23,166千円	226.78%
16	23,275千円	220.34%
17	4,792千円	39.92%
18	27,338千円	205.81%
19	53,775千円	394.04%
20	87,623千円	678.47%

平成	準備金保有額	準備金保有率
21	87,623千円	695.51%
22	87,982千円	687.04%
23	87,982千円	652.14%
24	88,039千円	618.83%
25	88,039千円	589.26%
26	88,149千円	548.25%
27	68,149千円	395.68%
28	53,267千円	292.45%
29	52,267千円	269.67%
30	54,609千円	264.30%

※ 平成12年介護保険制度開始

## 令和元年度 冬季体育奨励事業

# アイススケートのご案内



以下の施設と利用契約を結んでいます。

今年から「姫路セントラルパーク」のアイスパーク(スケートリンク)も対象となりました。姫路セントラルパークについては、アイスパーク・サファリ・遊園地に入場できる入園券となっています。

施設の利用券・入園券のお申し込み、その他の詳細については、お勤め先の健康保険事務担当者様まで、お問い合わせください。

**注意**

姫路セントラルパークの入園券については、申込締め切りを10月下旬の1回限りとしていますので、早めにお申し込みください。

契約施設名称	所在地	電話番号
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	神戸市中央区港島中町6丁目12-1	078-302-1031
姫路セントラルパーク	姫路市豊富町神谷1434	079-264-1611

## インフルエンザ予防接種の費用補助が始まります

**実施期間：令和元年10月～令和2年1月まで**

今年もインフルエンザの流行シーズンが近づいてきました。

毎年接種されている方はもちろん、これまで接種されたことのない方も、これを機会にぜひ予防接種を受けられて、インフルエンザの予防と重症化防止を心がけましょう。

**対象者：被保険者及び被扶養者**

**補助金額：1人 年度内1回 2,000円**

ただし、予防接種費用(自己負担)が補助金額に満たない場合は実際に要した費用までとします。

(注)2回接種法の場合も、補助は1回とします。

**請求方法：所定の請求書に領収書(原本)を添えて提出**

※領収書には、受診者の氏名、接種年月日、インフルエンザ予防接種である旨の記載が必要です。

(または、上記の内容記載の明細書添付でも可)

※請求書の用紙は、当健康保険組合のホームページから印刷するか、お勤め先の健康保険事務担当者様にご依頼ください。

**請求期限：令和2年2月末日まで(健康保険組合に必着)**

